

令和4年1月12日

関係各位

京都府商工労働観光部長

## 社会経済活動を継続しながら感染拡大を防止するための取組について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、1月12日に開催された第59回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した要請等について、府民や府内事業者の皆様に対して、幅広く周知させていただきたいと考えております。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 現在の感染状況と警戒レベル

**令和4年1月12日からレベル2（警戒を強化すべきレベル）に移行**

##### ■レベル2移行判断の目安

2週間後に必要とされる病床数が確保病床の30%を上回ると見込まれる場合（概ね病床使用率が15%を超えた場合）に総合的に判断 ※

※新規陽性者数や前週比その他の指標、近隣府県の状況も踏まえ総合的に判断

##### ■現在の感染状況（1月11日時点）

新規陽性者数・前週比

直近1週間人口10万人あたり新規陽性者数	39.18人
新規陽性者数7日間平均の前週増加比	6.41倍

病床使用率

確保病床使用率	27.6% (有症状者と重症化リスクのある者：約14%)
高度重症病床使用率	5.9%

#### 2. 府民の皆さまへのお願い <令和4年1月31日まで>

##### (1) 基本的な感染防止対策を続けてください！

- 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用を徹底してください。
- 人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。
- 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診してください。（特措法第24条第9項）

**(2) 体調不良を感じたら医療機関に相談してください！**

- ・発熱や咳など少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談し、外出を控えてください。
- ・体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

**(3) 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください！**

- ・都道府県をまたぐ帰省や旅行、出張等では、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・できるだけ混雑する場所や時間を避けてください。
- ・高齢者施設や医療機関等への来訪の際は、決められた感染防止対策を必ず守ってください。

**(4) 飲食機会での感染リスクを減らしてください！**

- ・会食は「きょうとマナー」を守ってください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・適切なアクリル板や換気設備のあるお店！</li><li>・会話の時はマスクを着用！</li><li>・食事前、退店時には手指消毒を！</li><li>・お店では大声で話さないでください！</li><li>・2時間、同一テーブル4人までを目安に！</li></ul> |
|---|

- ・飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店を利用するようにしてください。

**(5) ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください！**

- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えてください。

**3. 事業者の皆さまへのお願い <令和4年1月31日まで>**

**【特措法第24条第9項による要請】**

- ・感染防止のための業種別ガイドライン等の遵守

**【特措法によらない働きかけ】**

- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の実施
- ・居場所の切り替わり(食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等)での感染防止対策の徹底
- ・<飲食店等を営まれている方>  
→京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度への積極的な参加

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・&lt;府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者&gt;<br/>→事業継続が図れるよう策定済みの業務継続計画の点検を実施<br/>→業務継続計画を未策定の事業者も事業継続が図れるよう、業務の点検を実施</li></ul> |
|--|

#### 4. ワクチン3回目接種の速やかな実施

- ・一般向け接種の前倒しに対応したモデルナ接種体制を整備
- ・小児への接種についても、市町村での接種体制を整備
  
- ・市町村での接種を補完し、3回目接種を速やかに実施するために、2月から府内南北3ヶ所に京都府接種会場を設置

##### 【会場】

- (1) 京都タワー会場（月曜日～土曜日の11時～19時）  
※先行して、令和4年1月24日（月）から、医療従事者・高齢者施設従事者等対象の接種を実施
- (2) 綾部ルネス病院会場（水曜日・土曜日の午後）
- (3) 京都田辺中央病院会場（土曜日の午後・日曜日の午前）  
※いずれも使用ワクチンは武田／モデルナ社製

##### 【対象】

市町村が発行する3回目接種券をもつ、下記のいずれかの方

- ・京都府民
- ・1・2回目を府内接種会場で接種された他府県の方  
※各会場とも一般向けの前倒し接種も実施  
※京都タワー会場では、モデルナ及びアストラゼネカワクチンでの1・2回目接種も実施

##### 【予約方法】

令和4年1月25日（火）から、WEBシステム及びコールセンターで受付  
※令和4年2月1日（火）から接種を開始

#### 5. 催物（イベント等）の開催における感染防止対策

【特措法第24条第9項による要請】 ※令和3年11月25日からの要請内容と同様

対象地域	京都府全域
期間	令和3年11月25日（木）から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある）
人数上限	【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】 収容定員まで 【上記以外】 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 ※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物が対象
収容率	大声での歓声等がないことを前提とするもの：100% 大声での歓声等が想定されるもの：50%
事前手続	【感染防止安全計画を策定】 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の2週間前までを目途に京都府に提出すること。 【上記以外】 感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・ホームページ等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より1年間保存すること。 ※感染防止安全計画及びチェックリストの様式等は、京都府ホームページで公開